

大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

【趣旨】

本市における特定乳児等通園支援事業の確認の基準が、子ども・子育て支援法に基づくものであることを示すものである。

【解説】

法第54条の2第1項において、乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができると規定されており、市町村から確認を受けた事業者は、法第54条の3において読み替えて準用する法第46条第2項の規定に基づき市町村の条例で定める基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないと定められている。

市町村が定める条例は、法第46条第3項において、内閣府令で定める基準に従い、又は基準を参酌して定めるとされおり、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（以下「省令」という。）が公布されたことを受けて、本条例を定めたものである。

なお、一般的に、政省令に定められた基準の多くは技術的・細目的事項であり、これらについては、全て条例に定めるよう義務付けられているものではなく、いかなる事項を条例に規定し、いかなる事項を条例から規則へ委任するかは、市町村に裁量があるものと解されている。

そのため、条例制定にあたっては、重要事項となる運営等の基本理念、一般原則等を規定することとし、その他は規則で定めることとした。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）において使用する用語の例による。

【趣旨】

本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものである。

【解説】

用語の定義の重複規定を避けるため、条例において使用する用語の意義は、法及び省令にお

いて使用する用語の例によることとした。

また、このように規定したため、条例（規則を含む。）で使用する用語は、その定義を省いて使用している部分がある。そのため、条例（規則を含む。）の解釈にあたっては、必要に応じて法及び省令を参照する必要がある。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

省令の重要事項となる一般原則を定めるものである。

【解説】

第1項は、乳児等通園支援事業の基本理念は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を提供することであることから、特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないことを明らかにしたものである。

第2項は、特定乳児等通園支援を利用する乳幼児に接する基本的な理念を示したものであり、この規定を受けて、規則には利用乳幼児を平等に取り扱う原則及び虐待等の禁止の規定が設け

られている。

第3項は、乳児等通園支援事業の基本理念の実現のために、地域及び保護者との密接な連携が必要なことを明らかにしたものであり、規則には特定教育・保育施設等及び地域との連携等に関する規定が設けられている。

第4項は、特定乳児等通園支援事業者は、適切な運営体制の整備とともに、その適切な運営体制を確保するために、研修その他の措置を職員に講ずるよう努めなければならないことを示したものであり、この規定を受けて、規則には職員の資質向上のための研修の機会の確保に関する規定が設けられている。

(運営に関する基準)

第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、前条の規定に適合するよう規則で定める。

【趣旨】

条例制定にあたっては、重要事項となる運営等の基本理念、一般原則等を条例に規定することとしたことを受け、その他を規則に定めることを明らかにしたものである。

【解説】

運営に関する基準は、第3条の規定に適合するよう規則に定めることを規定している。具体的には、利用定員、支払、会計の区分等の規定がある。詳細については、大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める規則を参照。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

第4条により規則に定めるもののほか、一般的な規定として、必要な事項を規則で定めることを明らかにしたものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第5条第2項の規定による確認は、施行日前においても、この条例（これに基づく規則を含む。）の規定の例により行うことができる。

【趣旨】

施行日等を附則に規定するものである。

【解説】

本条例の公布の日から令和8年3月31日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定により、法第54条の2に規定される確認の準備行為が認められることを定めるものである。